

予納郵便切手一覧表(債権執行)												
横浜地方裁判所												
申立て種類		予納郵便切手									備考	
		500円	100円	84円	20円	10円	5円	2円	1円	合計		うち申立書に執行費用として計上できる額
①	債権・その他財産権 差押命令	5枚	4枚	5枚	5枚	5枚	3枚	5枚		3,495円	うち申立書に執行費用として計上できる額 陳述催告あるとき 2,941円 その他 2,376円	
	債務者1名増えるごとの加算基準	2枚	1枚	1枚	2枚	1枚	1枚			1,239円	1,099円増加	
	第三債務者1名増えるごとの加算基準(陳述催告あり)	3枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚		1,942円	1,664円増加	第三債務者は、送達場所ごとに1名として計算する。
	第三債務者1名増えるごとの加算基準(陳述催告なし)	2枚	2枚		2枚	1枚	1枚			1,255円	1,099円増加	同上
②	転付命令 (差押命令発令後に申し立てる場合)	4枚		3枚	6枚	3枚	5枚		3枚	2,430円		当事者1名増すごとに上記債務者1名増えるごとの加算基準を適用する。
③	売却命令 譲渡命令	8枚	10枚	10枚	10枚	10枚	20枚			6,240円		
④	執行異議	8枚		4枚	4枚	4枚	6枚	3枚	8枚	4,500円	※収入印紙 500円	当事者1名増すごとに500円×4枚, 84円×2枚, 50円×2枚, 20円×3枚, 10円×5枚, 5円×3枚, 1円×7枚(合計2400円分)を1組追加
⑤	執行抗告										※収入印紙 1000円	

(注) 重量超過や速達等利用の場合には、切手の追納が必要となることがあります。